**介護職員処遇改善加算の届出等について**

資料４

平成31年3月26日

小山市地域包括ケア推進課

１ 介護職員処遇改善加算制度について

・別添のリーフレットをご参照ください。

・加算Ⅳ及びⅤは、一定の経過措置期間の後、廃止予定です。

・2019 年10 月からの「新しい経済政策パッケージ」に基づく更なる処遇改善については、現行の加算ⅠからⅢまでを取得していることが要件となります。（詳細な情報が入り次第、随時小山市ホームページ等でご案内します。）

２ 介護職員処遇改善計画書の提出時期について

介護職員処遇改善加算を算定するすべての事業者は、年度ごとに計画書の提出が必要です。提出書類や提出先等は、随時ホームページで案内しています。

【提出期限（例年）】

・継続して加算を取得するとき　　　前年度の2 月末までに提出

・年度の途中で加算を取得するとき　取得する月の前々月の末日までに提出

【注意点】

・毎年度、計画書を作成し提出する必要があります。

・提出期限は厳守してください。

３ 変更届出について

計画書の内容に以下の変更が生じたときは、変更届の提出が必要です。事前に、小山市地域包括ケア推進課へご相談ください。

①会社法による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合

②複数事業所を一括して計画書を作成する場合で、新規指定、廃止等により、対象事業所等に増減があった場合

③就業規則や給与規定を変更した場合（介護職員の処遇に関する内容に限る）

④キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合（加算区分に変更が生じる場合または加算Ⅲ若しくはⅣを算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件の要件間に変更が生じる場合に限る）

４ 実績報告書の提出時期

計画書を提出した全ての事業者は、年度ごとに実績報告書の提出が必要です。

提出書類や提出先等は随時小山市ホームページで案内しています。

【提出期限】

加算を算定した年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで（毎年７月末まで）